

青い森しんきん合併 15 周年 しんきん傷害保険付定期積金フラット型 (愛称: あんしん積金)

2024 年 8 月 1 日現在

1. 商品名	青い森信用金庫合併 15 周年記念 しんきん傷害保険付定期積金フラット型
2. 販売対象	個人の方
3. 取扱期間	2024 年 8 月 1 日 (木) ~2025 年 3 月 31 日 (月) ・期間限定商品
4. 契約期間	定期積金契約 5 年 (60 回)
5. 募集総額	20 億円 (契約額) 但し、期間中であっても募集契約額に達し次第取扱いを終了させていただきます。
6. 預入方法	掛金 5,000 円以上 250,000 円以内 (5,000 円単位) ※契約額累計お一人様 1,500 万円まで複数口座可能 毎月一定額を定められた日に払い込みいただきます。 (ボーナス月など特定月に増額することはできません。)
7. 払戻(受取)方法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
8. 利息	固定金利。契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。 給付補てん金は、付利単位を 1 円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
9. 税金	給付補てん金には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 ※2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。
10. 付加できる特約事項	<u>普通預金等からの自動振替により掛金を払い込みいただきます。</u> 定期性総合口座の担保定期積金に組入れすることはできません。
11. 中途解約の取扱い	定期積金規定に基づき、解約日までの期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 ・初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合 「解約日における普通預金利率」 ・初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合 「約定年利回り × 60%」
12. 苦情処理措置	苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺い、内部調査を行って事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署とも連携を図り、迅速・公平かつ適切にお申し出の解決に努めております。苦情は、当金庫営業日 (9 時~17 時) に営業店または地域支援室 (フリーダイヤル : 0800-080-5100) にお申し出いただくか、当金庫ホームページからのお問い合わせをご利用ください。

13. 紛争解決措置	<p>当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記地域支援室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出頂くことも可能です。</p>	
14. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合にはそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） 	
付帯される傷害保険のご説明	1. 保険契約者	信金中央金庫
	2. 被保険者	定期積金契約者本人
	3. 引受保険会社	<p>引受幹事保険会社：共栄火災海上保険株式会社</p> <p>引受非幹事保険会社：損害保険ジャパン株式会社</p>
	4. 保険の対象	<p>被保険者（保険の対象となる方）が日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（注）をされ、そのケガが原因で死亡された場合や入院、手術をされた場合に、下記の保険金をお支払いします。（病気・後遺障害・通院は補償対象外となりますのでご注意ください。）</p> <p>（注）ケガには、身体部分から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。</p>
	5. お支払する保険金	<p>【傷害死亡保険金】</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に被保険者の法定相続人に保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、被保険者カードに記載された掛金総額と同額となります。</p> <p>【傷害入院保険金】</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院1日につき、被保険者カードに記載された掛金総額の0.05%の金額（傷害入院保険金日額）を保険金としてお支払いします。</p> <p>ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、傷害入院保険金をお支払いできません。</p>

付帯される傷害保険のご説明	5. お支払する保険金	<p>【傷害手術保険金】</p> <p>事故の日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合、以下の金額をお支払いします。</p> <p>①入院中に受けた手術の場合・・・傷害入院保険金日額の 10 倍</p> <p>②上記①以外の手術の場合・・・傷害入院保険金日額の 5 倍</p> <p>ただし、1 事故につき事故の日からその日を含めて 180 日以内の手術 1 回に限ります。</p>
	6. 保険金をお支払いできない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者や被保険者（保険の対象となる方）の故意または重大な過失によるケガ ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガまたは戦争、外国の武力行使等によるケガ ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは核燃料物質の有害な特性などによるケガ ・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミングなどの危険な運動中のケガ ・以下の職業に従事中に被ったケガ カーレーサー、オートバイレーサー、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含む）、プロボクサー、これらと同等またはそれ以上の危険を有する職業 など

※上記補償内容は引受幹事保険会社の普通保険約款、特約等が改定された場合、改定された日以降の定期積金契約日の応当日から変更となる場合があります。